

## 第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

### 第66条の5の2及び第66条の5の3《対象純支払利子等に係る課税の特例》関係

#### 【改正の概要】

令和元年度の税制改正により、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）について、以下の見直しが行われた。

#### (1) 対象となる純支払利子等の額

その事業年度における対象支払利子等の額（支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。）の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額を控除した残額（対象純支払利子等の額）が本制度の対象とされた。

#### (2) 対象外支払利子等の額

「対象外支払利子等の額」は、次に掲げる支払利子等の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされた。

イ 支払利子等を受ける者において我が国の課税対象所得に含まれる支払利子等（ニに掲げる支払利子等を除く。） その課税対象所得に含まれる支払利子等の額

ロ 一定の公共法人に対する支払利子等（ニに掲げる支払利子等を除く。） その公共法人に対する支払利子等の額

ハ 特定債券現先取引等に係る支払利子等（ロ及びニに掲げる支払利子等を除く。） その特定債券現先取引等に係る支払利子等の額のうち一定の金額

ニ 法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するもの（特定債券利子等） 債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額

(i) その支払若しくは交付の際、源泉徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者において我が国の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と一定の公共法人に対する特定債券利子等の額との合計額

(ii) 次の債券の区分に応じそれぞれ次に定める金額

A 国内において発行された債券 特定債券利子等の額の合計額の95%に相当する金額

B 国外において発行された債券 特定債券利子等の額の合計額の25%に相当する金額

#### (3) 調整所得金額

調整所得金額の計算上、受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額を足し戻さないこととされた。

#### (4) 損金不算入額

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%（改正前：50%）に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、損金の額に算入しないこととされた。

#### (5) 適用免除基準

法人が次のいずれかに該当する場合には、本制度の適用はないこととされた。

- イ その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下（改正前：1,000万円以下）であること。
  - ロ 内国法人及びその内国法人との間に発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有する等の関係のある一定の内国法人のその事業年度における (i) に掲げる金額が (ii) に掲げる金額の20%に相当する金額を超えないこと。
    - (i) 対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。）の合計額を控除した残額
    - (ii) (i) に掲げる金額と比較するための基準とすべき所得の金額として計算した金額
- (6) その他
- 上記の見直しのほか、所要の措置が講じられた。